



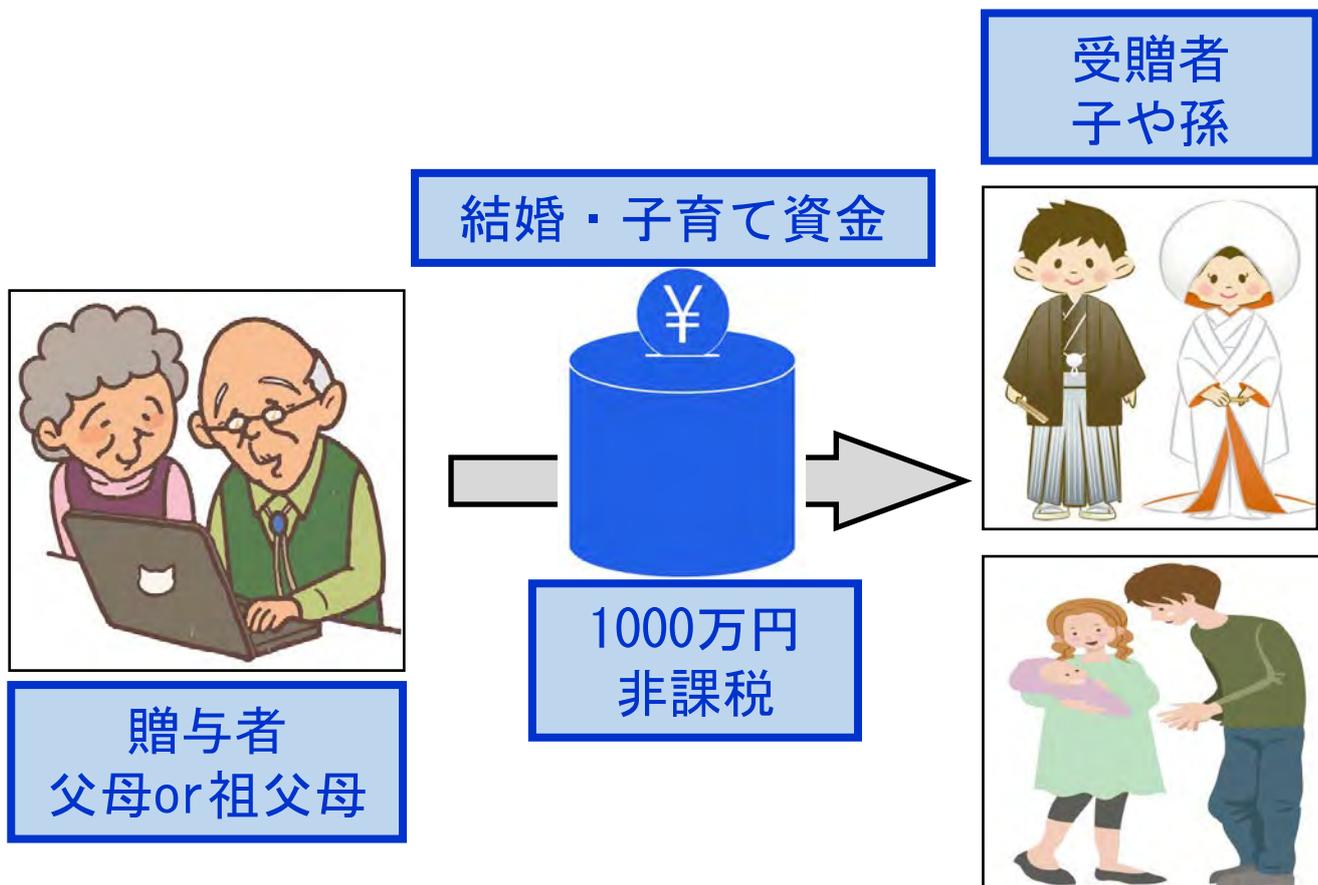
私の子供が結婚したり、生まれた子供を育てたりするお金をあげたいと思いますが、この場合に贈与税が掛からない制度があると聞きましたがどんな制度ですか？



それは「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」といいます。その制度内容は

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、

- ①お金をあげたい人＝贈与者(父母や祖父母)が、
- ②お金をもらう人＝受贈者(20歳以上50歳未満の子や孫)に対して
- ③例えば銀行に受贈者(子や孫)の名義で結婚・子育て資金口座を開設します。
- ④贈与者はその口座に結婚・子育て資金を一括贈与した場合に1,000万円まで非課税とする制度です。





具体的な結婚資金の使い道を教えてください。



■結婚資金とは、以下の使い道です。

1. 結婚費用

- ・ 結婚式に係る結婚式場費、披露宴会場費、披露宴費、衣装代などです。
- ・ 会場費、披露宴費、衣装代など結婚挙式費用であることが明確であることを領収証に明確に記載してもらう必要があります。
- ・ 婚活、結納、指輪、旅行、美容などの結婚式・披露宴以外の費用は対象外です。
- ・ 結婚or婚姻届を提出した日の1年前からの支払いが対象になります。
- ・ 式場の費用を前もって支払った場合も結婚日より1年以内であれば対象になります。
- ・ 婚姻日より後の支払いについては期間の制限はありませんので、婚姻届を出してしばらく後で結婚式を行った場合も対象になります。

2. 新居費用

- ・ 新居費用は、契約金・礼金・敷金・仲介手数料・家賃・更新料などです。
- ・ 婚姻日の1年前後に賃貸借契約をした物件に対して、婚姻届を提出した日より1年前後であれば大丈夫です。
- ・ 家賃については契約日から3年以内が対象になります。その間に契約更新を迎える場合は、その時の更新料も対象になります。

**Q**

具体的な子育て資金の使い道を教えてください。

**A**

■子育て資金とは、以下の使い道です。

1. 出産費用

- ・不妊治療、妊婦健診の費用。病院への交通費や宿泊費は対象外です。
- ・分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料など出産入院から退院までに要する費用。
- ・出産後1年以内に支払われた産後ケアに要する費用。
ただし、国内の医療機関・助産所における費用が対象です。
- ・病院・助産所に通うための交通費や宿泊費は対象外です。

2. 子供の医療費

- ・未就学児の治療、予防接種、乳幼児健診、処方箋に基づく医薬品費用。
- ・国内の医療機関・薬局での支払いが対象です。
- ・病院に通うための交通費や宿泊費は対象外です。

3. 育児費用

- ・保育園、幼稚園、認定こども園へ支払う入園料。
- ・保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴う費用。
- ・基本的には、子供を預ってくれる施設支払費用が対象です。
- ・その他の、おむつ・子供服・ベビーカー・おもちゃ・絵本などの子供用品は対象外です。



銀行からの払い出し方法の流れについて教えてください



- ・この制度は金融機関に専用口座を作ります。
- ・贈与者は結婚・子育て資金用の資金を預けます。
- ・専用口座を開設できる金融機関は1金融機関の1営業所に限定されます。
- ・結婚・子育て資金の使いみちは、金融機関が領収書をチェックし、書類を保管します。
- ・受贈者の子や孫は結婚・子育て資金を支払った際に領収書を保管します。
- ・領収書を提出期限までに金融機関に提出します。

